

○制限外積載許可取扱要領

令和4年4月19日

山口交規第625号

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第57条第3項の規定により、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が行う制限外積載許可（以下「許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

第2 許可申請者

許可申請者は、許可申請に係る車両の運転者とする。当該車両の運転者が複数の場合には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。

この場合において申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号を記載するよう求めるものとする。ここでいう車両の運転者が複数の場合とは、長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある場合又は同一車両について申請に係る運転期間が例えば1週間である場合に、その期間内で運転者が交替する場合などである。

第3 許可の申請

許可の申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第8条に定めるところにより、申請書2通を出発地警察署長に提出しなければならないこととされている。警察署長等は、この場合において、申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

第4 電子申請の取扱い

(1) 申請手続

電子申請については、山口県庁で構築している「やまぐち電子申請サービス」で受け付けることとし、申請者から新規に直接、各警察署にメール送信された場合は、「やまぐち電子申請サービス」を使用して申請するよう、申請者に連絡すること。

(2) 申請要件

下記のとおり申請が可能な要件について定めるが、下記要領に当てはまらない電子申請がなされた場合についても、直ちに不受理にすることなく、関係者から詳細を聴取するなど、適切に対応すること。

- 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
 - ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
 - ・ 運転者の追加又は変更の申請

・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更
の申請

○ 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

(3) 特殊車両に係る制限外許可申請

特殊車両に係る制限外許可申請については、申請者に対し詳細な確認が必要となる場合等が想定されるため、原則、書面申請により受理するものとするが、「やまぐち電子申請サービス」により申請がなされた場合についても、直ちに不受理にすることなく、詳細を聴取するなどして適切に対応すること。

(4) 申請データの確認

行政端末で申請データの有無について、執務時間内に1日1回以上確認すること。

(5) 申請データの補正

他警察署の申請書が誤って登録されていた場合については、速やかに管轄警察署に修正するなど、必要な補正を行うこと。

その他、申請データに不備があり補正の必要がある場合は、申請者に連絡し、所要の補正手続きを実施すること。

(6) 申請データの出力

申請を受理した際は、各警察署で申請データを印刷し、決裁を受けること。

(7) 受付及び許可日の決定

受付印は、申請データが到達した日を押印すること。

また、許可日については、決裁が終了した日付とすること。

なお、許可番号については、書面申請・電子申請を区別することなく、一連番号とすること。

(8) 審査完了通知

許可申請を決裁した後、申請者に対し審査完了及び許可証等交付の連絡を行うこと。

(9) 制限外積載許可管理簿（電子申請用）の作成

制限外積載許可に係る電子申請を受理した際は、別添「制限外積載許可管理簿（電子申請用）」（様式第1号）を作成すること。

第5 許可の単位

許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合で車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。

第6 許可の期間

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

第7 申請手続の特例

1 2及び3に該当する場合は、申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合

理化を図るため、第5及び第6にかかわらず2及び3に記述するとおり取り扱うものとする。

2 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為

同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合における許可の期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

3 法による他の許可と競合する場合

同一車両につき制限外積載許可の他に設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

第8 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。

1 長さ

長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。（次図参照）

2 幅

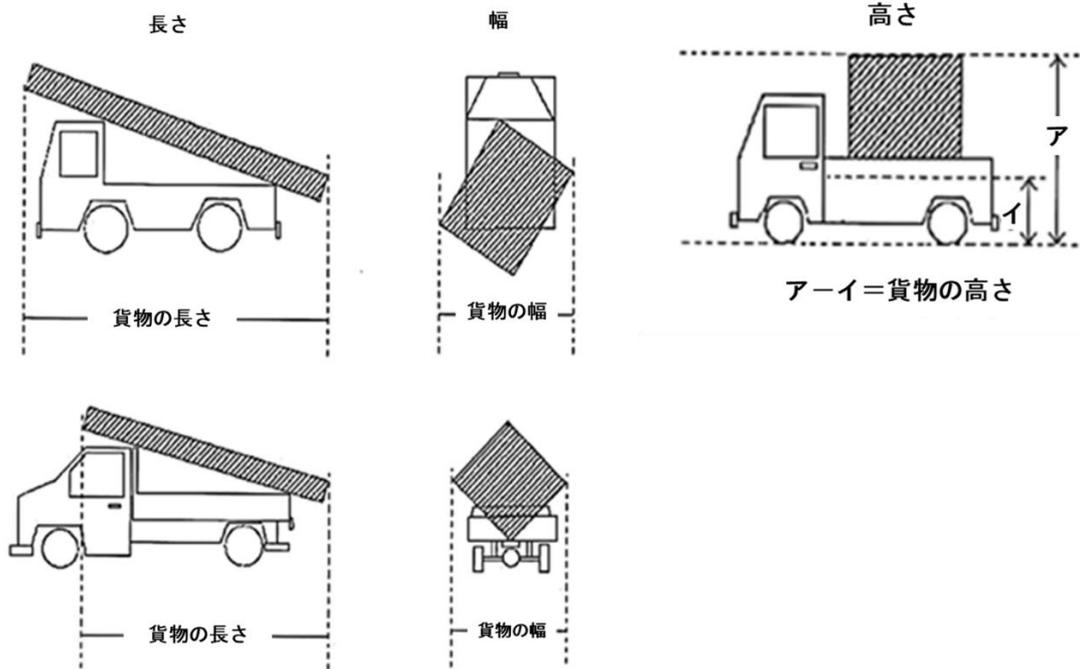
幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。（次図参照）

3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

(次図参照)

図



第9 審査基準等

1 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法定の制限を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

2 積載物の長さ、幅、高さ及び重量並びに積載の方法

積載物の長さ、幅、高さ及び重量並びに積載の方法が、次の基準を超えることとなる場合は、原則として許可してはならない。

(1) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び側車付きの自動二輪車（長さ及び幅について適用）

ア 長さ

車長に10分の5を加えた長さを超えず、かつ、自動車及び積載物全体の長さが16メートルを超えないこと。ただし、セミトレーラ連結車にあつては17メートル、フルトレーラ連結車にあつては19メートル、ダブルス連結車にあつては21メートルをそれぞれ超えないこと。

イ 幅

車幅に1メートルを加えた幅を超えず、かつ、自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えないこと。

ウ 高さ

4.3メートル（三輪の普通自動車及び軽自動車にあつては3メートル）から積載する場所の高さを減じた高さを超えないこと。

エ 重量

政令第22条第2号及び第23条第2号の基準内であること。

オ 積載の方法

(ア) 前後

車体の前後から車長の10分の3を超えてはみ出さないこと。

(イ) 左右

車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(2) 小型特殊自動車

ア 長さ

車長に10分の5を加えた長さを超えないこと。

イ 幅

車幅に1メートルを加えた幅を超えないこと。

ウ 高さ

2.5メートルから積載する場所の高さを減じた高さを超えないこと。

エ 積載の方法

前記(1)のオに同じ。

(3) 自動二輪車（側車付きのものは、高さ及び方法について適用）

ア 長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置）の2倍の長さを超えないこと。

イ 幅

車体の幅を超えないこと。ただし、125cc以下の自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置の幅に1メートルを加えた幅を超えないこと。

ウ 高さ

2.5メートルから積載する場所の高さを減じた高さを超えないこと。

エ 積載の方法

(ア) 前後

乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 左右

車体の幅を超えないこと。ただし、125cc以下の自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーを積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(4) 原動機付自転車

ア 長さ

積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置）の2倍の長さを超えないこと。

イ 幅

車体の幅を超えないこと。ただし、リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置の幅に1メートルを加えた幅を超えないこと。

ウ 高さ

2. 5メートルから積載する場所の高さを減じた高さを超えないこと。

エ 積載の方法

(ア) 前後

積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 左右

車体の幅を超えないこと。ただし、リヤカーを牽引する場合にあっては、リヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

3 運転期間及び運転経路

(1) 運転期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

(2) 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限が行われている橋梁、高さ制限が行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

4 その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(1) 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

(2) 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、明らかに危険であるとは認められないこと。

第10 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第11 許可の条件

出発地警察署長が許可に付することができる条件は、令第24条第1項に規定されているが、同項第3号にいう「道路における危険を防止するため必要と認める事項」の例示は、次のとおりである。

1 運転の時間帯の指定に関する事項

2 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項

3 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

第12 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

警察署長は、制限外積載の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めなければならない。

2 合同会議の開催等

審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申し合わせを行うように努めなければならない。

第13 本部主管課との調整

- 1 警察署長は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が第9の2の基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、本部主管課と協議しなければならない。
- 2 2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、本部主管課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めなければならない。

第14 執務時間外の取扱い

執務時間外においても申請があれば受理しなければならない。

なお、警察本部と協議を要するもの、他府県に及ぶものなどについては、調査等のため翌日措置となることもあるので、あらかじめ納得するよう指導すること。

第15 標準処理期間

申請書の受理から、審査を経て許可証交付までの標準処理期間は、5日（行政庁の休日は含まない。）とする。

第16 申請書等の保存

申請のため提出を受けた申請書、制限外積載許可管理簿（電子申請用）は1年間保存すること。